

<p>派遣計画について</p>
<p>Q. 長期型派遣は2ヶ月～3ヶ月とあるが、59日や91日でもよいのか。60日以上とは、出国日及び帰国日を含めて60日か。</p>
<p>A. 長期派遣は60日以上の派遣であることを要します。なお、60日以上とは、日本出国日と日本帰国日を含めて60日以上であることを指します。</p> <p>90日以上の派遣も認められますが、より多くの派遣を可能にする目的から、90日程度を上限の目安としております。なお、海外での滞在期間が90日を越えた場合、91日目より給与の減額がございます。これは天候不良や災害のため日程が延長された場合も考慮されることはございませんのでご留意下さい。給与について問い合わせ先：農学部庶務係（内線：2802, E-mail：nossyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp）</p>
<p>Q. 長期派遣の間、一時帰国は可能か。その際の費用は支給されないのか</p>
<p>A. 本事業では「一時帰国」を想定しておりませんが、派遣期間中にやむを得ずごく短期間日本へ帰国し、すぐに元の派遣先へ戻る場合、継続する一回の派遣としてみなすことも可能です。</p> <p>この場合、以下の要件を満たす必要がございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本への帰国を挟む前後の研究に継続性があり、2ヶ月以上連続して派遣された場合と同じ活動が行えること。 2. 1回の出張手続による派遣であり、日本に滞在する期間を除く派遣先での滞在日数が通算して60日以上であること。 <p>なお、一時帰国にかかる経費は、本事業より支出することができません。</p> <p>また、帰国中の日数は派遣日数としてカウントされません。</p>
<p>Q. 派遣中の国際学会の旅費は支給されるか。また開催地が日本の場合はどうか。</p>
<p>A. 海外での学会参加は海外における研究活動であるため、支出は可能です。ただし、あまりに多額の費用を要する遠隔地での学会については、予算上の問題もございますので、一定の考慮が加えられる可能性もございます。</p> <p>なお、そのような計画がある場合、あらかじめ申請内容に盛り込んでいただきたく存じます。</p> <p>また、日本での学会参加は一時帰国の扱いとなるため、旅費を支出することができません。</p>
<p>Q. 派遣中の国際学会参加費は本事業から支出されないが、他の経費で賄うことは可能か。</p>
<p>A. 校費、使途の定められていない寄附金、及び分野に配分している間接経費であれば、支出可能です。</p>
<p>Q. 2, 3カ国訪問することも可能か。</p>
<p>A. 可能です。</p>
<p>Q. 一時帰国の旅費は派遣者負担の上で、以下のような旅程も可能か。（外国の総滞在日数は60日以上） 日本→アメリカ→日本→中国→日本→インドネシア→日本→韓国→日本→タイ→日本→ネパール→日本</p>
<p>A. ご質問にあるような計画の場合、2か月以上の派遣として認められることは難しいかと存じます。理由としては、一回の出張手続きの中に日本での業務が「あらかじめ」想定されること、また複数回あ</p>

ることから日本での滞在期間も相当期間に及ぶと思われるためです。

なお、本事業では一時帰国を想定していないため、帰国日数の上限はありませんが、JSPS によると、「継続性を認められる常識的な期間である」ことが必要であり、参考として、他の事業で一時帰国の制度を設けている場合の上限日数が挙げられております。

・優秀若手研究者海外派遣事業（本組織派遣プログラムと同じ基金により実施）：

10日（派遣期間：90日～12か月）

・海外特別研究員事業：14日（派遣期間：2年間）

Q. 最終年度は、いつまでに出発しなければならないか（長期型の場合）

A. 最終年度は3月9日までに派遣を終了する必要がございます。

60日以上の日程を確保する出発日の限度は、平成25年1月9日となります。ただし、余裕をもって日程を設定して頂く方が望ましいかと思われまます。

Q. 年度をまたぐ派遣は可能か

A. 可能です。年齢制限は派遣開始される年度の4月1日が基準になります。

派遣者の資格について

Q. 年齢制限について

A. 原則として派遣を開始する年度の4月1日時点で42歳以下であることとされておりますが、43歳以上46歳未満の若手研究者についても、事業の実施機関が適当と認めさえすれば、その後の評価に関わることはございません。農学研究院内の審査の優劣にも、特に影響しないものと考えられます。

従って、平成24年度渡航予定の者は、平成24年4月1日時点で46歳未満（45歳以下）であることが、規定上の上限になります。

同様に、平成23年度渡航予定の者は、平成23年4月1日時点で46歳未満（45歳以下）となります。

Q. 派遣が可能な者の中には日本学術振興会の特別研究員（PD）も含まれるが、研究再開準備支援期間中の場合はどうか

A. 可能です。

派遣数について

Q. 平成24年度の採用予定数は14件だが、希望が14件を上回ったら、どうなるのか

A. 事業の規定上、採用数を増やすことは差し支えございません。あとは経費面での問題となります。現在計画人数と予算はほぼ一致する状態ですが、あまりに多額の経費を要する派遣が多くなると、計画人数を超えて採用することは難しくなります。

また、応募時期が遅くなるほど経費が限られてくる可能性もございますので、できるだけ第1回目の公募期間に申請されるようお願い致します。

Q. ノルマ達成まで残り19件と聞いたのだが

A. 19件のうち4件は、現在JSPSに希望を出している追加給付の計画の内容であり、この追加給付は、現時点で決定しているわけではございません。また、平成23年度中に新たに1件の採用がありました。従って、当座、農学研究院が絶対に確保しなければならない長期派遣は、その5件を除く14件でございます。（追加給付が認められても目標件数は変わりません。）

申請書類について

Q. 申請時に必要な受入を証明する書類とはどの程度のものか

A. 受入先の受入意志が確認出来るものであれば、メールのやり取りのコピーで構いません。なお、受入意志とは、おおよその時期と期間、場所についての合意があることを前提とします。

ビザについて

Q. ビザは必ず取得する必要があるか。どのくらいの期間が必要か。

A. アメリカの場合 J1 ビザの取得が必要です。取得期間には個人差がございます。受入先が決定したらできるだけ早めに、最低でも2ヶ月前に手続きを始めて下さい。

ビザの要不要、取得方法、取得にかかる期間は訪問する国によって異なります。各国の大使館等を通し、必ず早めに確認して下さい。

<http://japanese.japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-nivgeneral.html> (在日米国大使館)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblast/index.html> (外務省中日外国公館)

<http://www.mundito.tv/other/visaichiran.html> (査証要否一覧 (有限会社ムンディート))

※ビザが不要という標記があっても、研究者としての入国は要件が異なる可能性もございますので、必ずご自身でご確認下さい。

※訪問する大学によって、訪問研究員の規定が異なる場合があります。受入研究者を通じ、派遣先の大学に「ビザの要否」と「観光ビザでの滞在が可能か」についても必ずご確認下さい。

例) ベルギーゲント大学の場合、観光ビザでの滞在が可能

〈参考1〉

実際の派遣におけるビザ取得状況および取得までに要した日数 (一部本プログラム以外での出張も含む)

派遣先国	受入機関	滞在日数	ビザの取得	取得までに要した時間
中国	中国科学院植物研究所	30日	有	1週間
台湾	台湾大学	67日	無	3週間ほど (台湾で手続きしたが、十分なサポートが得られなければ場合によっては一度帰国し申請しなければならないこともある)
	台湾大学	90日	有 (91日以内は不要だが、保険取得のために労働ビザを取得)	
マレーシア	ランビルヒルズ国立公園	36日	無	
フィリピン	国際イネ研究所	31日	有	個人差あり
ドイツ	ホーエンハイム大学	75日	無	

ベルギー	ゲント大学	120 日	有	2~3 ヶ月 (東京のベルギー大使館に行く必要有り)
		60 日	無	
スイス	スイス連邦森林・雪・景観研究所	14 日	無	
イギリス	自然史博物館	29 日	無	
アメリカ合衆国	ジョージア大学	89 日	有	84 日 (派遣先機関に DS2019 の作成を依頼してから手元にビザが届くまでに要した日数)
	ハワイ大学	23 日	無 (ESTA 使用)	
	ハワイ大学	約 5.5 ヶ月	有 (J1 ビザ 家族同伴の場合 J2)	約 2 ヶ月半 (詳細有り (参考 2))
	カリフォルニア大学	60 日	有	60 日
	カリフォルニア大学	90 日+120 日	有 (B ビザ)	40 日 (詳細有り (参考 3))

〈参考 2 : J1 ビザ取得上の注意〉

DS2019 取得…2 ヶ月 (派遣先期間とのやり取り含める)

面接 (大阪) の予約…半月 (福岡は面接日が月に 2 回のため更にかかる)

ビザ発行…2 日 (大阪領事館)

※DS2019 取得は、国策上、留学生を比較的多く受け入れるハワイ大ですら結構な時間を要した。Host 研究者およびその部局事務の慣れも重要な要素。

〈参考 3 : B ビザ取得までの実際的な流れ〉

6 月 8 日 VISA 申請書類 (DS-160) を電子登録 (申請先は大阪・神戸) (12600 円)

面接の予約 (福岡を選択)

6 月中旬 以下の書類を在福岡アメリカ領事館領事部へ郵送

(パスポートの個人情報のページのコピー / DS-160 確認ページ (電子登録時に出力)

/在職証明書/訪問先からの招待状/訪問スケジュール/履歴書および業績リスト/

面接予約確認ページのコピー)

7 月 7 日 面接@在福岡アメリカ領事館 (11 時~12 時半)

流れ: パスポート、レターパック 500 などを提出→6 月中旬に郵送した書類の再確認→

面接→指紋のスキャニング

7 月 16 日 VISA 発給